

件名	宗教法人宝徳院による墨田区東向島四丁目20番8号における納骨堂事業の許可申請に関する陳情			
提出者住所氏名	墨田区東向島 東向島4丁目の生活環境を守る会 代表 J			
受理年月日	平成27年11月24日	受理番号	第14号	

要旨

- 1 宗教法人宝徳院（以下「宝徳院」という。）による納骨堂事業について、宝徳院に対し、「墨田区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例」（以下「条例」という。）第18条第1項に基づき、隣接住民等及び周辺住民と誠意を持って協議するよう指導等をしてください。
- 2 宝徳院による納骨堂事業の許可申請について、「墓地、埋葬等に関する法律」（以下「法」という。）第10条第1項及び条例第4条第1項の許可に関する審査をするに当たり、宝徳院の永続性・非営利性など経営主体としての適格性等について、十分に調査してください。

（理由）

宝徳院は、墨田区東向島四丁目20番8号において、地上3階建て、納骨収納数4,157基の納骨堂を建設することを計画していますが、多くの住民が反対しています。本件納骨堂事業について、繰り返し改善・説明等を求めてきましたが、宝徳院は不誠実な対応を続けるばかりで、何ら耳を傾けようとしませんでした。なおかつ、条例第17条第1項に基づく説明会では、地域住民の質問に誠実に回答しようとしませんでした。

納骨堂の建設に当たっては、法令上、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものであることが必要とされています。しかしながら、本件納骨堂の建設予定地の周辺道路は、幅が狭く、一方通行の道路も多く、車両の両面通行が困難な状況です。また、周辺道路は、周辺住民の通勤・通学路、生活道路となっており、特に、児童・生徒、高齢者等が被害者となる交通事故の多発が危惧されます。

宝徳院による本件納骨堂事業は、このような交通安全上の問題をはじめ、日照権の侵害、掘削工事等による土壌汚染・水質汚染のおそれなど、さまざまな問題が存在し、地域住民の生活・環境に甚大な影響を与えるものです。

また、条例では、納骨堂の建設・運営に関して、国民の宗教的感情及び公衆衛生その他公共の福祉の見地から、経営の永続性・非営利性など経営主体としての適格性を有していることが求められています。しかしながら、宝徳院による本件納骨堂事業は、永続性及び非営利性をともに欠いているのではないかと疑問を抱いています。

本件納骨堂事業を許可した結果、運営主体も霧散し、4,000を上回る遺骨のみが残されることになることを防止するためにも、区におかれましては、宝徳院に対し、条例第18条第1項に基づき、隣接住民等及び周辺住民と誠意を持って協議

するよう指導等をしていただくとともに、法第10条第1項及び条例第4条第1項の許可に関する審査をするに当たり、宝徳院の永続性・非営利性など経営主体としての適格性等について、十分な調査及び慎重な対応をお願いいたします。

私たち地域住民の多くは墨田区で生を受け、この地で慎ましやかであっても平穩に生活を営んできた者たちです。誰にも負けずこの地を愛し、生活環境をできる範囲で向上させ維持しようと努めてきました。そして、子どもたちや孫たちに、この地を生活のできる環境のまま引き渡したいと強く願っています。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上